

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい（以下、「法人」という）の職員のマイカー通勤に関する事項を定めたものである。

(自動車の定義)

第2条 この規程でマイカーとは、職員またはその家族が所有するもので道路交通法に定める車両のうち、自動車および原動機付自転車をいう。

(マイカー通勤許可基準)

第3条 マイカー通勤は、原則として次の基準により許可する。ただし、法人の特別の許可を得た場合は、例外として許可する場合がある。

- ① 自宅から法人までの通勤距離が片道2キロメートル以上であること
- ② 電車、バス等の交通機関の利用が不便であること（公共交通機関を使うのに比べ、通勤時間が短くなること）
- ③ 次の自動車保険に加入していること
 - イ. 自動車損害賠償責任保険
 - ロ. 自動車保険（任意保険）
 - (イ) 対人賠償 無制限
 - (ロ) 対物損害 無制限

(マイカー通勤許可期間)

第4条 マイカー通勤の許可期間は1年以内とし、毎年4月1日に更新する。

(マイカー通勤の届出)

第5条 マイカー通勤をしようとする者は、下記に定める書類を提出しなければならない。

- ① マイカー通勤に関する誓約書
- ② 自動車保険（任意保険）の証書の写し
- ③ 運転免許証の写し
- ④ 自動車検査証の写し

(業務使用禁止)

第6条 マイカー通勤者は、法人の許可または指示がある場合を除き、法人業務のために自己の自動車を使用してはならない。

(運転禁止)

第7条 マイカー通勤者は、道路交通安全に関する法令に従って運転を行うとともに、次の

各号に該当する場合は自動車を運転してはならない。

- ① 飲酒した場合
- ② 過労、疾病等のために心身が疲労している場合
- ③ 自動車の装置または整備が不良の場合
- ④ その他法令に違反する場合

(事故に対する扱い)

第8条 マイカー通勤を認められた場合であっても、通勤途上、法人駐車場内その他を問わず、法人は一切の事故に対して責任を負わない。

(求償権)

第9条 マイカー通勤者がこの規程に違反して事故を起こし、そのために法人が損害を受けたときは、法人は当該職員に対して損害の賠償を請求する場合がある。

(駐車中の事故)

第10条 駐車中における天災や地変等による損害および破損、盗難等の自動車の事故については、法人は一切その補償を行わない。

附 則

1. 平成24年7月1日施行のマイカー通勤規程は廃止する。
2. この規程は、平成30年4月1日から実施する。

マイカー通勤に関する誓約書

令和 年 月 日

特定非営利活動法人 プロジェクトゆうあい
代表理事 田中隆一 殿

氏名 _____ 印

私は、マイカー通勤をするにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

記

- ① 「マイカー通勤規程」を遵守すること
- ② 道路交通法その他諸法令を遵守し、安全運転に努めること
- ③ 急発進・急ブレーキ・急ハンドルをしないように努めること
- ④ 常に節度のある運転と運転マナーを心がけ、法人の職員として自覚をもって運転すること
- ⑤ 「走る凶器」となることを肝に銘じ、自分以外の命があることを忘れずに運転すること

以上

添付書類：

- 運転免許証の写し
- 自動車検査証の写し
- 任意保険の証書の写し

(

(